

川崎市駅前広場占用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																								
<p>○川崎市駅前広場占用条例 昭和38年3月19日条例第20号</p> <p>略 (名称及び位置)</p> <p>第3条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大師駅前広場</td> <td>川崎市川崎区大師駅前1丁目21番地</td> </tr> <tr> <td>川崎駅前東口広場</td> <td>川崎市川崎区駅前本町30番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎駅前西口広場</td> <td>川崎市幸区堀川町72番地12</td> </tr> <tr> <td>武蔵小杉駅前広場</td> <td>川崎市中原区小杉町1丁目403番地23</td> </tr> <tr> <td>武蔵新城駅前南口広場</td> <td>川崎市中原区新城3丁目175番地1</td> </tr> <tr> <td>向ヶ丘遊園駅前南口広場</td> <td>川崎市多摩区登戸2,044番地1</td> </tr> <tr> <td>百合丘駅前広場</td> <td>川崎市麻生区百合丘1丁目27番地</td> </tr> <tr> <td>新百合丘駅前南口広場</td> <td>川崎市麻生区上麻生1丁目21番地1</td> </tr> <tr> <td>柿生駅前広場</td> <td>川崎市麻生区上麻生5丁目1,065番地3</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	名称	位置	大師駅前広場	川崎市川崎区大師駅前1丁目21番地	川崎駅前東口広場	川崎市川崎区駅前本町30番地2	川崎駅前西口広場	川崎市幸区堀川町72番地12	武蔵小杉駅前広場	川崎市中原区小杉町1丁目403番地23	武蔵新城駅前南口広場	川崎市中原区新城3丁目175番地1	向ヶ丘遊園駅前南口広場	川崎市多摩区登戸2,044番地1	百合丘駅前広場	川崎市麻生区百合丘1丁目27番地	新百合丘駅前南口広場	川崎市麻生区上麻生1丁目21番地1	柿生駅前広場	川崎市麻生区上麻生5丁目1,065番地3	<p>○川崎市駅前広場占用条例 昭和38年3月19日条例第20号</p> <p>略 (名称及び位置)</p> <p>第3条 駅前広場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大師駅前広場</td> <td>川崎市川崎区大師駅前1丁目21番地</td> </tr> <tr> <td>川崎駅前東口広場</td> <td>川崎市川崎区駅前本町30番地2</td> </tr> <tr> <td>川崎駅前西口広場</td> <td>川崎市幸区堀川町72番地12</td> </tr> <tr> <td>武蔵小杉駅前広場</td> <td>川崎市中原区小杉町1丁目403番地23</td> </tr> <tr> <td>武蔵新城駅前南口広場</td> <td>川崎市中原区新城3丁目175番地1</td> </tr> <tr> <td>向ヶ丘遊園駅前東口広場</td> <td>川崎市多摩区登戸2,044番地1</td> </tr> <tr> <td>百合丘駅前広場</td> <td>川崎市麻生区百合丘1丁目27番地</td> </tr> <tr> <td>新百合丘駅前南口広場</td> <td>川崎市麻生区上麻生1丁目21番地1</td> </tr> <tr> <td>柿生駅前広場</td> <td>川崎市麻生区上麻生5丁目1,065番地3</td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p>	名称	位置	大師駅前広場	川崎市川崎区大師駅前1丁目21番地	川崎駅前東口広場	川崎市川崎区駅前本町30番地2	川崎駅前西口広場	川崎市幸区堀川町72番地12	武蔵小杉駅前広場	川崎市中原区小杉町1丁目403番地23	武蔵新城駅前南口広場	川崎市中原区新城3丁目175番地1	向ヶ丘遊園駅前東口広場	川崎市多摩区登戸2,044番地1	百合丘駅前広場	川崎市麻生区百合丘1丁目27番地	新百合丘駅前南口広場	川崎市麻生区上麻生1丁目21番地1	柿生駅前広場	川崎市麻生区上麻生5丁目1,065番地3
名称	位置																																								
大師駅前広場	川崎市川崎区大師駅前1丁目21番地																																								
川崎駅前東口広場	川崎市川崎区駅前本町30番地2																																								
川崎駅前西口広場	川崎市幸区堀川町72番地12																																								
武蔵小杉駅前広場	川崎市中原区小杉町1丁目403番地23																																								
武蔵新城駅前南口広場	川崎市中原区新城3丁目175番地1																																								
向ヶ丘遊園駅前南口広場	川崎市多摩区登戸2,044番地1																																								
百合丘駅前広場	川崎市麻生区百合丘1丁目27番地																																								
新百合丘駅前南口広場	川崎市麻生区上麻生1丁目21番地1																																								
柿生駅前広場	川崎市麻生区上麻生5丁目1,065番地3																																								
名称	位置																																								
大師駅前広場	川崎市川崎区大師駅前1丁目21番地																																								
川崎駅前東口広場	川崎市川崎区駅前本町30番地2																																								
川崎駅前西口広場	川崎市幸区堀川町72番地12																																								
武蔵小杉駅前広場	川崎市中原区小杉町1丁目403番地23																																								
武蔵新城駅前南口広場	川崎市中原区新城3丁目175番地1																																								
向ヶ丘遊園駅前東口広場	川崎市多摩区登戸2,044番地1																																								
百合丘駅前広場	川崎市麻生区百合丘1丁目27番地																																								
新百合丘駅前南口広場	川崎市麻生区上麻生1丁目21番地1																																								
柿生駅前広場	川崎市麻生区上麻生5丁目1,065番地3																																								

施行期日 平成26年4月1日

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																								
○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号	○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号																								
目次	目次																								
第1章 総則（第1条・第2条）	第1章 総則（第1条・第2条）																								
第2章 都市公園の設置	第2章 都市公園の設置																								
第1節 都市公園の設置に関する基準（第2条の2～第2条の4）	第1節 都市公園の設置に関する基準（第2条の2～第2条の4）																								
第2節 移動等円滑化のために必要な基準等（第2条の5～第2条の16）	第2節 移動等円滑化のために必要な基準等（第2条の5～第2条の16）																								
第3章 都市公園の管理（第3条～第18条の4）	第3章 都市公園の管理（第3条～第18条の4）																								
第4章 雑則（第19条～第28条）	第4章 雑則（第19条～第28条）																								
第5章 委任（第29条）	第5章 委任（第29条）																								
附則	附則																								
（利用料金）	（利用料金）																								
第8条の2 第7条第2項の承認（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場又は駐車場に係るものに限る。）を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場又は駐車場の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。	第8条の2 第7条第2項の承認（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場又は駐車場に係るものに限る。）を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場又は駐車場の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。																								
2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。																								
3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。	3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パークボール場</td> <td>1人1回</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー広場</td> <td>1人1日</td> <td style="text-align: right;">6歳以上の者 500円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場</td> <td>1人1回</td> <td style="text-align: right;"><u>19,540円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	パークボール場	1人1回	500円	バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円	ゴルフ場	1人1回	<u>19,540円</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パークボール場</td> <td>1人1回</td> <td style="text-align: right;">500円</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー広場</td> <td>1人1日</td> <td style="text-align: right;">6歳以上の者 500円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場</td> <td>1人1回</td> <td style="text-align: right;"><u>19,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	パークボール場	1人1回	500円	バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円	ゴルフ場	1人1回	<u>19,000円</u>
種別	単位	金額																							
パークボール場	1人1回	500円																							
バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円																							
ゴルフ場	1人1回	<u>19,540円</u>																							
種別	単位	金額																							
パークボール場	1人1回	500円																							
バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円																							
ゴルフ場	1人1回	<u>19,000円</u>																							

改正後					改正前				
駐車場	普通自動車	1台1回	1時間まで	200円	駐車場	普通自動車	1台1回	1時間まで	200円
			超過時間30分までごとに	100円				超過時間30分までごとに	100円
	中型自動車 大型自動車	1台1回	1時間まで	500円	駐車場	中型自動車 大型自動車	1台1回	1時間まで	500円
			超過時間30分までごとに	250円				超過時間30分までごとに	250円
備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。					備考 普通自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。				
4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場にあつては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。					4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場にあつては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。				

施行期日 平成26年4月1日